

平成31年第4回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 平成31年4月25日(木)午後3時30分
- 2 閉 会 日 時 平成31年4月25日(木)午後3時55分
- 3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室
- 4 出席した委員
1番 大 谷 健 人 5番 安 部 茂
2番 小 嶋 剛 6番 伊 藤 実 千 昌
3番 舟 山 秋 子 7番 横 山 信 一
4番 川 崎 吉 巳
- 5 出席した職員 事務局長 井上伊勢男
事務局次長 渡 邊 久 光
農地調整係長 蛭 谷 マ キ 子
書 記 舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第12号 非農地証明願に対する決定について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成31年第4回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。

議第10号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

1番委員 議第10の調査を行ってまいりました。最初に電話で■■■さんの方に連絡したのですが、なかなか連絡がつかず、譲受人の■■■さんのほうもなかなか予定が入っているということで、先に■■■さんと連絡をとり、現地を21日の日に確認してまいりました。今までは譲り受ける土地は借りていたけれども、この度譲り受けることになったということで、作物なども今までどおりということで周りに影響は無いということでした。また、■■■さんはその後なかなか連絡がつかなかったもので、直接自宅の方に行ったところ、会うことができました。自分の方の要望で■■■さんの方に譲渡することで間違いないということでしたし、地目などの書類を確認してもらい、間違いなく■■■さんの方に譲渡するということでありました。先ほど行ったとおり今まで借りていたということで、周りの農地に影響を与えることもないことを確認し、この件は問題ないものと判断してまいりました。以上です。

議長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
ないようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。

議第10号番号1について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第10号番号1について、申請どおり許可することにいたします。

議長 それでは、議第11号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」と、議を上程いたします。議第11号番号1の案件につきましては、議事参与の制限に該当しますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、■番委員に退席を命じます。

(■番委員退席)

それでは、議第11号番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6番委員 この度調査依頼がありました貸貸借権の許可申請につきまして、4月の21日に借人の方の■■■さんと貸人の■■■氏に現地で話を聞いてまいりました。申請の農地は、今まで■■■が相対で■■■さんから借りていた農地だそうですが、この度改めて正式な形で契約を結ぶことにした農地だそうです。現地は、■■■氏所有地から排水路を挟んだ向側に位置してありまして、■■■君の農地に隣接しておりました。■■■氏が作業効率を考え、■■■君にお願いした農地だそうです。■■■さんも3条での契約を承諾しており、作付けも今までどおり行われることや、今まで周囲からの問題も起きていないことから、この申請は問題ないものと報告いたします。以上です。

議 長 番号1について、ご質問がありましたらご発言をお願いします。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。

議第11号番号1について、申請どおり、許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第11号番号1について、申請どおり許可することにいたします。

(1番委員入場)

議 長 1番委員に報告いたします。番号1について、申請どおり許可することといたしました。

議 長 次に、議第11号番号2及び番号3について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。
はじめに2番委員。

2番委員 この2番の案件につきまして、23日の日に■■■さんの方に確認に行ってみました。あわせて、現地を見せていただきました。現地につきましては、踏切から松風館の方に向かっていきますと、右側に小さな橋があるのですが、そこから入ったところの線路側に位置するのですが、ここは■■■さんが3年位前から田んぼをやめた関係で作付けしてなくて、管理転作等の部分で対応していたというふうに記憶していますけれども、本人曰く、出来るだけ農地なので荒らしたくないという要望もありまして、■■■さんのほうにお願いした、この経緯につきましては、隣接している■■■さんの農地も借受けしたということで、そこから続いている場所で、本人も一緒に作っていただきたいというお話だったようです。若干土地の表示の部分で面積が細目書と相違があったという内容がありましたが、本人に確認したところ本人もちょっと分からないということなのですが、登記上この4,517㎡ということであったものから、本人とも確認し、当然借受人である■■■さんとも合意契約をしたということで、単価等々につきましても問題ないということで、場所的にも荒らすこと

なく作っていただけるということで、■■■さんは当面は牧草等を作付けし、対応するというような内容でありました。以上です。

議 長 続いて5番委員をお願いします。

5番委員 3番の案件についてご報告いたします。昨日24日、■■■さんですけども■■■さんは今体調を崩してしまっていて、自分では話したり出来ないような格好です。■■■さんは奥さんを亡くされてお孫さんと一緒なのですが、お孫さんも田んぼだとかその辺に詳しく無いとか、あまり携わっていないということで、この■■■さんの農地に関しては、■■■さんというのは病死なのですが、奥さんが亡くなられていますけども、亡くなられた奥さんの弟さんの■■■さんというのが同じ五味沢地区にいて、その■■■さんが農地の関係の今回の■■■さんとの契約だとか、管理は全部■■■さんのほうでやっているということで、■■■さんと■■■の■■■さんとを交えて、昨日の2時から現地を見ながら話をさせていただきました。この土地というのは出戸から五味沢に向かう県道沿いのほぼ中間くらいの川沿いの方の田んぼになります。この田んぼについては私が農業委員になる前だと思うのですが、業者さんが入って砂利取りをされています。その砂利取りが終わった去年はやる人がいなくて耕作はしていなかったみたいです。砂利取りをする前は■■■さんも出来ないの、石滝の■■■さんの方で耕作してくれていたのですが、砂利取りを機会に■■■さんの方も経営規模を縮小するというので、自分の田んぼ等も効率の悪い部分は止めているとのこと。それで、この田んぼも■■■さんのほうでは耕作しないということで、■■■さんの方にやってもらえないかというようなことで話が行ったみたいです。■■■さんも五味沢でかなりやっていますし、■■■さんの周りも現在借りてやっています。■■■さんたちも真ん中の土地を荒らしてはまずいだろうということで、■■■さんがやれないのであれば■■■さんにやっていただきたいということで今回の契約になったということのようです。今言いましたように周りは■■■さんがやっているの、その隣接の土地、両端を今全てやっているの、■■■さんがやっても問題は無いのかなというふうに思います。以上です。

議 長 調査委員の説明がありました。質問がありましたら発言をお願いします。無いようでございますので、質疑を終結いたします。に採決いたします。

議第11号番号2及び番号3について、申請どおり、許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第11号番号2及び番号3について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第12号番号1「非農地証明願に対する決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

3番委員 議第12号について、調査の結果を報告したいと思います。4月23日午前9時から願出人の■■■さん本人の立会いの下、小嶋委員、井上推進委員、私の3人で現地調査と聞き取りを行ってまいりました。場所については、赤坂橋のたもとところで、国道の反対側が小国開発の駐車場になっているところの反対側になっております。現状については、農地ではなく整地されておまして、車も駐車できるようになっておりました。本人は昭和42年の羽越水害後、被害がありまして農地への復旧は不可能であったということで、水害後50年以上経過しているということと、今現在整地されて車が止められるような状態になっているということから、農地として利用は出来ないものと判断いたしましたので報告します。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。

議第12号番号1について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第12号番号1について、申請どおり非農地と決定することといたします

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第4回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦労様でした。

(午後3時55分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

平成31年4月25日

議 長

署名委員

署名委員